

第74回 税理士試験

〔 住 民 税 〕

解答・解説レジュメ

第 7 4 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z-74-I [第一問] 解 答

問 1 令和 6 年度分の個人住民税における所得控除制度に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 所得控除制度の趣旨
- (2) 障害者控除の意義及び概要
- (3) 扶養控除の意義及び概要

(25点)

(1)について（個人住民税の所得控除制度の趣旨） [5]

個人住民税の所得控除は、担税力に応じた税負担を求めるために、その納税義務者の親族の扶養状況、医療費の出費等の個人的な事情を考慮して、課税標準から一定額の控除を行うことによって、負担の不均衡を調整するものである。

なお、所得税と住民税において、合計所得金額が異なる場合があり、所得税で控除の対象とならない場合でも住民税では控除の対象となる場合や、所得税では控除の対象となっても住民税では控除の対象とならない場合もある。

また、控除額については、基本的に所得税に比べ住民税の方が低く設定されている。

(2)について（障害者控除の意義及び概要）

1 意 義 [1]

障害者控除は、自己又は扶養親族等が障害者であることにより通常の場合に比し多額の生活費等がかかると考えられることなどを考慮して設けられている。

2 概 要（法34①六、③、314の2①六、③） [4]

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が障害者である場合又は所得割の納税義務者が障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合には、その者の前年の所得について算定した課税標準から各障害者につき26万円（特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円）を控除する。

※ 用語の意義（法23①十） [3]

- (1) 障害者とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者、その他の精神又は身体に障害がある者で一定のものをいう。
- (2) 特別障害者とは、上記(1)の障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。
- (3) 同居特別障害者とは、同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者で、かつ、その納税義務者又はその納税義務者の配偶者若しくはその納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

(3)について(扶養控除の意義及び概要)

1 意 義 1

扶養控除は、扶養親族の最低生活費を考慮して設けられている。

2 概 要 (法34①十一、④、314の2十一、④) 4

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が控除対象扶養親族を有する場合には、その者の前年の所得について算定した課税標準から各控除対象扶養親族につき33万円(特定扶養親族は45万円、老人扶養親族は38万円、同居直系尊属は45万円)を控除する。

※ 用語の意義 (法23①九) 7

(1) 扶養親族とは、住民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(2) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち次に掲げる者をいう。

① 居住者 … 年齢16歳以上の者

② 非居住者

イ 年齢16歳以上30歳未満の者

ロ 年齢70歳以上の者

ハ 年齢30歳以上70歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの

(イ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(ロ) 障害者

(ハ) その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(3) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の者をいう。

(4) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の者をいう。

(5) 同居直系尊属とは、老人扶養親族のうちその納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、その納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

問2 給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（退職所得の特別徴収を除く。）について、次の事項に言及しつつ述べなさい。（定額減税の影響はないものとして記述すること。）。

- ① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- ② 給与支払報告書の提出義務
- ③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知
- ④ 給与支払報告書及び特別徴収税額通知の電子化

(25点)

①について（特別徴収の対象となる納税義務者の範囲（法321の3）） **6**

特別徴収の対象となる納税義務者は、前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていること等により、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下「給与所得者」という。）である。

②について（給与支払報告書の提出義務（法317の6①、②）） **6**

1月1日現在において給与の支払をする者で、所得税の源泉徴収義務のあるものは、1月31日までに、総務省令の定めるところによって、その給与の支払を受けている者について、その者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を、その者の1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これをその市町村の長に提出しなければならない。

なお、給与支払報告書に記載された者のうち、4月1日現在において給与の支払を受けなくなったものがある場合には、4月15日までに、その旨を記載した届出書をその市町村の長に提出しなければならない。

③について（特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知）

1 給与所得に係る特別徴収義務者の指定等（法321の4①） **4**

市町村は、特別徴収の方法によって個人の住民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日においてその納税義務者に対して給与の支払をする者のうち、所得税の源泉徴収義務がある者を、当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 特別徴収税額の通知（法321の4②） **5**

上記1の場合には、当該市町村の長は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の規定による住民税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者及びこれを經由して納税義務者に通知しなければならない。

④について（給与支払報告書及び特別徴収税額通知の電子化）

1 給与支払報告書の電子化（法317の6⑤、⑧、⑨、747の2） **2**

給与支払報告書は、地方税関係手続用電子情報処理組織（エルタックス）により提出することができる。

また、前々年の給与所得の源泉徴収票等の税務署への提出すべき枚数が100以上の者は、給与支払報告書を地方税関係手続用電子情報処理組織（エルタックス）により提出しなければならない。

2 特別徴収税額通知の電子化（法321の4⑦～⑩） **2**

上記1により給与支払報告書を提出した者が、特別徴収税額等について電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、地方税関係手続用電子情報処理組織（エルタックス）を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により通知しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-74-I [第二問] 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和6年度分として 納付すべき税額の合計額	令和6年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	780,200	311,200	469,000	1
甲の妻	322,300	128,300	194,000	1
甲の長男	0	0	0	
甲の長男の妻	181,800	72,100	109,700	1
甲の父	333,200	132,700	200,500	1
甲の母	0	0	0	

氏 名	特別徴収された令和 5 年度分の 個人住民税額の合計額 ※令和 5 年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和 5 年度分の個人住民税額の内訳 ※令和 5 年中の所得に係る税額に限る。		
		県民税	市民税	
甲	7, 000	7, 000	0	1
甲の妻	30, 000	12, 000	18, 000	2
甲の長男	0	0	0	1
甲の長男の妻	500	500	0	
甲の父	0	0	0	
甲の母	0	0	0	

○計算過程

甲				
I 各種所得の金額				
給与所得	10, 150, 000	※	$12, 100, 000 - 1, 950, 000 = 10, 150, 000$	
		※	$8, 500, 000 < 12, 100, 000 \quad \therefore 1, 950, 000$	
配当所得				
(総合課税)	360, 000			
(申告分離)	140, 000	【配当割額】		
			$140, 000 \times 5 \% = 7, 000$ (X県)	
II 課税標準				
総所得金額	2 10, 360, 000	※	$(10, 150, 000 - 150, 000) + 360, 000 = 10, 360, 000$	
上場株式等に係る		注		
配当所得等の金額	140, 000	※	$(10, 000, 000 - 8, 500, 000) \times 10 \% = 150, 000$ (所得金額調整控除額)	
		注	$10, 000, 000 < 12, 100, 000 \quad \therefore 10, 000, 000$	
			$10, 500, 000 > 350, 000 \times (2 + 1) + 100, 000 + 320, 000 = 1, 470, 000$	
合 計	<u>10, 500, 000</u>		$\therefore$ 所得割課税	

Ⅲ 所得控除

社会保険料控除	1,442,000	
生命保険料控除	☐ 2 59,000	(1) 旧一般 $27,500 + (70,000 - 40,000) \times 1/4 = 35,000$ (2) 介護医療 $22,000 + (40,000 - 32,000) \times 1/4 = 24,000$ (3) (1) + (2) = 59,000
地震保険料控除	☐ 2 25,000	$60,000 \times 1/2 = 30,000 > 25,000 \quad \therefore 25,000$
医療費控除	☐ 2 64,500	$(42,000 - 42,000 \times 1/2) + (250,000 - 250,000 \times 1/2) + (37,000 - 37,000 \times 1/2) - 100,000 = 64,500$ ※ $10,500,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$
扶養控除	☐ 2 450,000	$924,500 - 550,000 = 374,500 \leq 480,000 \quad \therefore$ 該当(特定) ※ 甲の長男の子は16歳未満であるため非該当
基礎控除	430,000	$10,500,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合計	2,470,500	

Ⅳ 課税所得金額

課税総所得金額	7,889,000	$10,360,000 - 2,470,500 = 7,889,500 \rightarrow 7,889,000$
上場株式等に係る課税 配当所得等の金額	140,000	

Ⅴ 所得割額

X 県民税	310,240	1. 算出所得割額
Y 市民税	466,080	(1) 課 総 $7,889,000 \times \begin{cases} 4\% = 315,560 \\ 6\% = 473,340 \end{cases}$ (2) 上 配 $140,000 \times \begin{cases} 2\% = 2,800 \\ 3\% = 4,200 \end{cases}$ (3) (1) + (2) = $\begin{cases} 318,360 \text{ (県)} \\ 477,540 \text{ (市)} \end{cases}$
		2. 調整控除額 $2,000,000 < 7,889,000$ $50,000 + 180,000 - (7,889,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$ $50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$
		3. 配当控除額 $360,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 4,320 \text{ (県)} \\ 1.6\% = 5,760 \text{ (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$
		4. 配当割額控除額 $7,000 \times \begin{cases} 2/5 = 2,800 \text{ (県)} \\ 3/5 = 4,200 \text{ (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$
		5. $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 310,240 \text{ (県)} \\ 466,080 \text{ (市)} \end{cases}$

VI 均 等 割 額			
X 県 民 税		1,000	
Y 市 民 税		3,000	
VII 納 付 税 額			
X 県 民 税		311,200	$V + VI = \begin{cases} 311,240 \rightarrow 311,200 \text{ (県)} \\ 469,080 \rightarrow 469,000 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市 民 税		469,000	
甲の妻			
I 各 種 所 得 の 金 額			
給 与 所 得	2	5,317,000	※ $7,130,000 - 1,813,000 = 5,317,000$ ※ $7,130,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,813,000$
退 職 所 得		0	分離課税に係る所得割が課税されるため所得割課税除外 【分離課税に係る所得割額】
			※ $(19,800,000 - 19,200,000) \times 1/2 = 300,000$ ※ $S\ 63.4.1 \sim R\ 5.7.31 \rightarrow 36\text{年} \text{ (1年未満切上)}$ $8,000,000 + 700,000 \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 19,200,000$
			$300,000 \times \begin{cases} 4\% = 12,000 \text{ (X県)} \\ 6\% = 18,000 \text{ (Y市)} \end{cases}$
一 時 所 得	2	150,000	$750,000 - 100,000 - 500,000 = 150,000$
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額		5,392,000	$5,317,000 + 150,000 \times 1/2 = 5,392,000$ $5,392,000 > 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$
III 所 得 控 除			
社会保険料控除		1,070,500	
生命保険料控除		21,000	$12,000 + (30,000 - 12,000) \times 1/2 = 21,000$
基 礎 控 除		430,000	$5,392,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合 計		1,521,500	
IV 課 税 所 得 金 額			
課税総所得金額		3,870,000	$5,392,000 - 1,521,500 = 3,870,500 \rightarrow 3,870,000$
V 所 得 割 額			
X 県 民 税		127,379	1. 算出所得割額
Y 市 民 税		191,069	$3,870,000 \times \begin{cases} 4\% = 154,800 \text{ (県)} \\ 6\% = 232,200 \text{ (市)} \end{cases}$
			2. 調整控除
			$2,000,000 < 3,870,000$
			$50,000 + 0 - (3,870,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$
			$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$

3. 寄附金税額控除

(1) 基本控除

$$10,000 + 15,000 + 10,000 + 20,000 + 5,000 + 25,000 = 85,000$$

$$85,000 \leq 5,392,000 \times 30\% \quad \therefore 85,000$$

$$(85,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 3,320 \\ 6\% = 4,980 \end{cases} \quad \boxed{1}$$

(2) 特例控除

$$(85,000 - 2,000) \times \begin{matrix} ※ \\ 69.58\% \end{matrix} = 57,751.4$$

$$※ \quad 3,870,000 - 50,000 = 3,820,000 \quad \therefore 69.58\%$$

$$\textcircled{1} \text{イ} \quad 57,751.4 \times 2/5 = 23,100.56$$

$$\text{ロ} \quad (154,800 - 1,000) \times 20\% = 30,760$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 23,100.56$$

$$\textcircled{2} \text{イ} \quad 57,751.4 \times 3/5 = 34,650.84$$

$$\text{ロ} \quad (232,200 - 1,500) \times 20\% = 46,140$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 34,650.84$$

$$(3) \quad (1) + (2) = \begin{cases} 26,421 \text{ (円未満切上) (県)} \\ 39,631 \text{ (円未満切上) (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$$

$$4. \quad 1 - 2 - 3 = \begin{cases} 127,379 \text{ (県)} \\ 191,069 \text{ (市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

X 県民税 1,000

Y 市民税 3,000

VII 納付税額

X 県民税 128,300

Y 市民税 194,000

$$V + VI = \begin{cases} 128,379 \rightarrow 128,300 \text{ (県)} \\ 194,069 \rightarrow 194,000 \text{ (市)} \end{cases}$$

甲の長男

X 県民税	0	$374,500 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000$	$\therefore$ 所得割非課税
Y 市民税	0	$374,500 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000$	$\therefore$ 均等割非課税

甲の長男の妻

I 各種所得の金額

給与所得 $\boxed{2}$ 3,160,000 $\begin{matrix} ※ \\ 4,500,000 - 1,340,000 = 3,160,000 \end{matrix}$

$$※ \quad 4,500,000 \times 20\% + 440,000 = 1,340,000$$

利子所得 0 定期預金の利子は利子割が課税されるため所得割課税除外

【利子割額】

$$10,000 \times 5\% = 500 \text{ (X 県)}$$

II 課税標準

総所得金額 3,160,000

$$3,160,000 > 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

III 所得控除

社会保険料控除 675,500

基礎控除 430,000

$$3,160,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$$

合計 1,105,500

IV 課税所得金額

課税総所得金額 2,054,000 3,160,000 - 1,105,500 = 2,054,500 → 2,054,000

V 所得割額

X 県民税 71,160 1. 算出所得割額
Y 市民税 106,739

$$2,054,000 \times \begin{cases} 4\% = 82,160 \text{ (県)} \\ 6\% = 123,240 \text{ (市)} \end{cases}$$

2. 調整控除
 $2,054,000 > 2,000,000$
 $50,000 + 0 - (2,054,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$
 $50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$

3. 寄附金税額控除
 (1) 基本控除
 $27,000 \leq 3,160,000 \times 30\% \quad \therefore 27,000$
 $(27,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 1,000 \\ 6\% = 1,500 \end{cases} \quad \boxed{1}$
 (2) 特例控除

$$(27,000 - 2,000) \times \frac{79.79}{100} = 19,947.5$$

$$\text{※ } 2,054,000 - 50,000 = 2,004,000 \quad \therefore 79.79\%$$

$$\text{①イ } 19,947.5 \times 2/5 = 7,979$$

$$\text{ロ } (82,160 - 1,000) \times 20\% = 16,232$$

$$\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 7,979$$

$$\text{②イ } 19,947.5 \times 3/5 = 11,968.5$$

$$\text{ロ } (123,240 - 1,500) \times 20\% = 24,348$$

$$\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 11,968.5 \quad \boxed{1}$$

(3) (1)+(2) = $\begin{cases} 8,979 \text{ (円未満切上) (県)} \\ 13,469 \text{ (円未満切上) (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$

4. 申告特例控除額
 (1) $7,979 \times 10.21/79.79 = 1,021 \text{ (円未満切上) (県)}$
 (2) $11,968.5 \times 10.21/79.79 = 1,532 \text{ (円未満切上) (市)} \quad \boxed{2}$

5. $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 71,160 \text{ (県)} \\ 106,739 \text{ (市)} \end{cases}$

VI 均等割額

X 県民税 1,000
Y 市民税 3,000

VII 納付税額

X 県民税 72,100
Y 市民税 109,700

$$V + VI = \begin{cases} 72,160 \rightarrow 72,100 \text{ (県)} \\ 109,739 \rightarrow 109,700 \text{ (市)} \end{cases}$$

甲の父

I 各種所得の金額

不動産所得 2,583,000 3,206,000 - 623,000 = 2,583,000

雑所得 $\boxed{2}$ 2,573,500 $\text{※ } 3,798,000 - 1,224,500 = 2,573,500$
 $\text{※ } 2,583,000 \leq 10,000,000$
 $400,000 + (3,798,000 - 500,000) \times 25\% = 1,224,500$

II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	5, 156, 500	$2, 583, 000 + 2, 573, 500 = 5, 156, 500$	
		$5, 156, 500 > 350, 000 \times (1 + 1) + 100, 000 + 320, 000 = 1, 120, 000$	∴ 所得割課税
III 所 得 控 除			
社会保険料控除	497, 750		
障 害 者 控 除	2 530, 000	甲の母（同居特別障害者）	
配 偶 者 控 除	2 380, 000	$668, 900 - 189, 000 = 479, 900 \leq 480, 000$	∴ 該当（同一生計配偶者）
		※ 障害年金は非課税	
		$5, 156, 500 \leq 9, 000, 000$	∴ 該当（老人控除対象配偶者）
基 礎 控 除	430, 000	$5, 156, 500 \leq 24, 000, 000$	∴ 430, 000
合 計	1, 837, 750		
IV 課 税 所 得 金 額			
課税総所得金額	3, 318, 000	$5, 156, 500 - 1, 837, 750 = 3, 318, 750 \rightarrow 3, 318, 000$	
V 所 得 割 額			
X 県 民 税	131, 720	1. 算出所得割額	
Y 市 民 税	197, 580	$3, 318, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 132, 720 \text{（県）} \\ 6 \% = 199, 080 \text{（市）} \end{cases}$	
		2. 調整控除額	
		$2, 000, 000 < 3, 318, 000$	
		$\frac{50, 000 + 220, 000 + 100, 000}{3, 318, 000 - 2, 000, 000} < 50, 000$	
		$50, 000 \times \begin{cases} 2 \% = 1, 000 \text{（県）} \\ 3 \% = 1, 500 \text{（市）} \end{cases}$	（人的控除の差額を含む） 2
		3. $1 - 2 = \begin{cases} 131, 720 \text{（県）} \\ 197, 580 \text{（市）} \end{cases}$	
VI 均 等 割 額			
X 県 民 税	1, 000		
Y 市 民 税	3, 000		
VII 納 付 税 額			
X 県 民 税	132, 700	$V + VI = \begin{cases} 132, 720 \rightarrow 132, 700 \text{（県）} \\ 200, 580 \rightarrow 200, 500 \text{（市）} \end{cases}$	
Y 市 民 税	200, 500		
甲の母			
X 県 民 税	0	障害者で $479, 900 \leq 1, 350, 000$	∴ 均等割及び所得割非課税 2
Y 市 民 税	0		

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

住民税受験者の皆さん、本試験お疲れさまでした。

まずは、暑い中、沢山の不安な気持ちの中で試験会場まで足を運んだ自分をしっかり労って下さい。

また、勉強を応援してくれている、家族、仲間にも感謝の気持ちを忘れずに。

私は最後まで頑張ってくれた皆さんをととても誇らしく思います。皆さんが積み重ねてきた努力に相応しい結果になることを心から祈っています。

さて、今回の本試験問題は、理論についてはある程度予想の範囲内からの出題ではあったものの、部分的に未対策のものもありました。もちろん未対策部分については合否に影響しないので、それ以外での勝負になります。

また、計算についても、日頃からハイボリュームで、かつ、難易度の高い答練で訓練していたので、問題なく解けたのではないのでしょうか？

計算においてはできる限りミスなく1人でも多くの納税者の税額を合わせることに。その上で、理論についても試験委員の題意に沿った形で回答すること。

これが合否のポイントということになります。

●合格ライン

〔第一問〕

第一問の問1については、令和元年度の類似問題となっており、内容的にも書きやすい障害者控除、扶養控除であったため、作文になる部分もあったと思いますが、高得点勝負になると思います。所得税との相違点については、具体的な所得税の控除額を記載するのも良いと思いますが、あくまでも住民税の試験ですので、控除額が低いということに言及すれば足りると考えます。問2については、平成30年度の本試験の類似問題ですが、給与支払報告書や特別徴収税額通知の電子化についても回答要求されていますので、その部分は書けなくても問題ありません。

また、特別徴収制度全体を回答要求しているようにも見えますが、模範解答のような回答で差し支えありません。

以上を踏まえ、第一問の合格ラインは、問1で18点、問2で18点、合計36点と予想されます。

〔第二問〕

第二問は、ボリュームも比較的少なめで、難易度も平易であったため、合格ラインは高いと思われる。

第二問の合格ラインは、42～44点と予想されます。

合格ラインは、第一問が36点前後、第二問が42点前後、合計78点前後となると思われる。

合格確実ラインは、第一問が40点前後、第二問が46点前後、合計86点前後になると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
70 点以上	—	次の科目に進みましょう。
51 点～69 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等で基本項目の再確認を行いましょ
50 点以下	—	う。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに試験傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00	8/17 (土) 10:00～11:00	8/22 (木) 19:30～20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30	8/25 (日) 10:00～11:00	8/19 (月) 19:30～20:30
		
信澤 奈津美 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

① 本試験後の
「受験プランニング」

② 第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

